

「教職員の子育て応援プログラム」（愛知県教育委員会特定事業主行動計画） の実施状況について

次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月に改訂した「教職員の子育て応援プログラム（愛知県教育委員会特定事業主行動計画）」後半計画の平成 28 年度における実施状況を、以下のとおり公表します。

I 実施状況

1 勤務環境の整備

（1）妊娠中及び出産後における配慮

「教職員の子育てサポートブック」を作成して庁内イントラネット（「職員ポータルサイト」）及び教職員課ホームページで掲示し、母性保護制度及び母性健康管理に関する制度等の周知を図りました。

加えて、教職員が出産費用等の出産・子育てに関する経済的な給付を状況に応じて適切に受けられるよう、「教職員の子育てサポートブック《福利・厚生関係》」により、手続き等の情報提供を行いました。

また、衛生管理医の助言や臨床心理士による相談、研修会等の場で妊娠中の教職員への配慮について周知を図りました。

さらに、共済組合事業として、医療機関において専門医のメンタルヘルス相談を実施しました。

（2）育児休業等を取得しやすい環境の整備等

「教職員の子育てサポートブック」に育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載し、教職員への周知・情報提供を行いました。

また、管理職員等の研修及び初任者研修等において、育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度、時差勤務制度等の周知を図るとともに、代替教員の確保や業務分担の配慮など、学校全体でサポートに努めました。

このほか、子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進を図るため、休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」により、出産予定日前後 8 週間の期間内に男性教職員が「出産補助休暇」や「育児参加休暇」などの休暇を 5 日以上取得するよう呼びかけるなど休暇等の取得促進についての周知を図りました。

（3）時間外勤務の縮減

「教職員の子育てサポートブック」の中で、育児又は介護を行う教職員についての時間外勤務の制限について掲載し、周知を図りました。

（4）休暇の取得の促進

学校運営に支障のない長期休業中などにおけるリフレッシュのための年次休暇の連続取得や夏季休暇と併せた年次休暇の取得など、年次休暇等の計画的な取得などを促進しました。

また、「教職員の子育てサポートブック」の中で、子育てに関する特別休暇の取得事由、期間及び申請時に必要な書類等の詳細や子どもの看護に係る休暇制度を掲載し、取得の促進に努めました。

(5) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

管理職研修等の研修において、公務と子育てとを両立できる環境づくりに努めるという意識付けをするとともに、不祥事防止チェックカード等の配布によりセクシャル・ハラスメントの防止を啓発し、固定的な性的役割分担意識の是正に努めました。

また、初任者に対し「新しく先生となるみなさんへ」を配付し、初任者研修等においてセクシャル・ハラスメントの具体例や相談方法等の情報提供及び意識の啓発に努めました。

さらに、相談窓口を設け、子育てのための休暇が取得しにくい環境やセクシャル・ハラスメントに関する苦情の申出や相談に対して、迅速かつ適切に対応できるよう努めました。

2 地域における子育て支援等

(1) 子育てバリアフリー

学校の耐震工事など大規模な工事の実施にあわせ、スロープや階段の手すりの設置、多目的トイレなどを行いました。

(2) 子ども・子育てに関する活動への参加の呼びかけ

教職員が積極的に地域の防犯活動や非行防止、子育て活動の支援等を行うNPOや地域団体へ参加するよう、呼びかけを行いました。

(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

保護者向けの「親の学び」リーフレット（小学校入学編・中学校入学編）、あいちっこ「親の学び」学習プログラム及び家庭教育手帳（文部科学省発行）を県のホームページにも掲載し、家庭教育の充実を図りました。

また、庁内イントラネット（「職員ポータルサイト」）に、「教職員の子育て支援プログラム」を掲載し、「教職員の子育てサポートブック」とともに、教職員の子育てに関する意識啓発を図りました。

II 数値目標の実績

項目	平成 28 年度実績	平成 31 年度までの 目標数値
男性教職員の育児に係る休暇等取得率	47.4%	100%
女性教職員の育児休業取得率	100%	100%
年次休暇の平均取得日数	13 日	14 日